

どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を
途切れることなく受けることのできる体制作りのための提言案について
(事務局案再修正版)

提言（案）

犯罪等によって、犯罪被害者等は圧倒的な無力感と孤立感を経験させられ、人間社会全体に対する深い不信感を植え付けられてしまう。また、犯罪等によって絶望の淵に突き落とされたにもかかわらず、誰かがそこから引き揚げてくれるわけでもなく、自らが這い上がろうと努力しなければ、被害回復は望めない。更に、~~配慮に欠けた対応をされることによって受ける日常的に繰り返されている~~二次的被害が被害回復過程を複雑化させ、長期化させる要因の一つとなっている。

「途切れない支援」は、被害回復を促進するという点において~~大変~~重要な施策であるが、その中に二次的被害が含まれていれば、新たな施策の価値が台無しになる。犯罪被害者等の声に耳を傾けると、犯罪等による被害よりも、むしろ被害回復過程の中で経験する二次的被害の方が犯罪被害者等の心に深刻な影響を及ぼしているように聞こえてならない。職業的に犯罪被害者等に接する者は、二次的被害を~~発生させても、反省し、その経験を次の機会に生かして配慮ある対応に努める~~して行けば済むが、犯罪被害者等にとっては、一回の二次的被害が~~新たな傷を生じさせることになり得るで一生傷つく記憶を抱かされる~~のである。

~~そのように、二次的被害の低減は、国、地方公共団体及び民間支援団体はもちろん、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体全体で真摯に取り組まなければならない重要課題である。「途切れない支援」をの実現するためには、国、地方公共団体及び民間支援団体はもちろん、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体全体で真摯に取り組まなければならない重要課題であり、関係機関・団体の連携を一層強化していかなければならないが、その方策を考えるに当たっては、二次的被害の防止に~~についても特に配慮する必要がある。

1. 「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成

（1）基礎的自治体レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成~~及び~~備付け

既に、警察を中心とするネットワークは、支援のために必要な関係機関・団体を網羅した総合的な支援ネットワークとなっており、定期的な情報交換の実施や手引書の作成を行うなど、実務者レベルでの連携に向けた取組も行われている。しかし、実際の連携の状況を見ると、連携実績自体が少なく、実際のニーズに十分に Corresponding 上、各機関・団体が犯罪被害者等に提供する情報や、関係機関・団体へ伝達する犯罪被害者等に関する情報等について、各機関・団体の取組に大き

な差があり、関係機関・団体相互の役割分担や連携方法等について認識の共有が図られておらず、有機的な連携が行われているとは言い難い状況が見られる。支援のための連携を拡充・強化し、顔の見える連携を構築するためには、犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体、特に一番身近な基礎的自治体レベルの関係機関・団体において、支援や連携のために必要な知識を広く共有する必要がある。

そこで、警察署単位で設置されている「被害者支援地域ネットワーク」などの既存のネットワークが中心となり、基礎的自治体である市~~区~~町村単位で、犯罪被害者等の支援を行う際の留意点、当該地域に存する全ての関係機関・団体の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、広く支援に必要と思われる関係機関・団体に備付け、その活用を図る必要がある。

(2) 都道府県レベルにおける「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成~~及び~~備付け

犯罪被害者等の属する地域は大小様々であり、犯罪等の規模にも様々な態様があることから、適切な支援を行うためには、地域をまたぐ支援への対応や、基礎的自治体レベルでの対応が困難で、都道府県単位で設置されている「被害者支援連絡協議会」レベルでの対応が必要となる場合が想定される。

そこで、都道府県単位で設置されている「被害者支援連絡協議会」などの既存のネットワークが中心となり、前記基礎的自治体レベルのハンドブックを踏まえ、基礎的自治体レベルのネットワークと連携し、都道府県単位で設置されている「被害者支援連絡協議会」レベルでの対応が必要となる際の留意点、主要な関係機関・団体の支援内容や連絡先等をまとめた~~に関する~~「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」を作成し、広く地域をまたぐ支援に必要と思われる関係機関・団体に備付け、その活用を図る必要がある。

(3) 前記基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおける取組に対する国の援助

どの機関・団体を起点としても必要な支援が受けられるような体制を整備するためには、前記各ハンドブックについて、全国標準の内容を確保する必要がある。

そこで、内閣府において、有識者並びに~~内閣府~~警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て~~において~~、「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（仮称）」を作成するなど、基礎的自治体レベル及び都道府県レベルにおける前記ハンドブック作成に必要な援助を行う。

(4) モデル案の内容

前記ハンドブックには、以下の内容等が盛り込まれるべきである。

- ① 支援に携わる者~~の心構え及び~~~~が保持すべき倫理、対応に当たっ~~~~ての~~留意事項
 - ・ 犯罪被害者全般に共通すること
 - ・ 家族・遺族に関すること
 - ・ 性犯罪被害者に関すること
 - ・ DV被害者に関すること
 - ・ ストーカー被害者に関すること
 - ・ 児童虐待被害者に関すること
- ② 犯罪被害者等に提供すべき情報
 - ・ 紹介先機関・団体が提供する支援内容(支援に係る費用の有無を含む。)
 - ・ 紹介先機関・団体の担当部署及びその連絡先
- ③ 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報
 - ・ 最低限伝達が必要な事項(犯罪被害者等の申告内容原因とな~~った~~(犯罪等被害の概要、要望等)、紹介元機関・団体におけ~~る支援内容 等)~~
 - ・ 状況に応じて伝達することが望ましい事項(これまで対応し~~た機関・団体と支援内容の履歴、支援における留意点 等)~~
 - ・ ~~これまで対応した機関・団体とその支援内容の履歴~~
 - ・ ~~支援における留意点と所見~~
 - ・ ~~犯罪被害者等の要望~~
- ④ 関係機関・団体の概要、犯罪被害者等支援関連業務の内容、住所、連絡先の一覧

(5) 作成~~及び~~運用上の留意点

ハンドブックの作成~~及び~~運用に当たっては、以下の点に留意すべきである。

- ① 地域の実情、被害の原因となった犯罪の種類、被害の深刻さの程度など、犯罪被害者等の置かれた状況に応じた適切な支援が図られるよう、それぞれの区別に配意した内容とすべきである。
- ② 掲載されている情報に変更が生じた場合には、速やかに関係機関・団体に周知するとともに、ハンドブックの更新を行うなどして、ハンドブックに掲載される情報の正確性を確保すべきである。

(6) 地域住民~~及び~~国民に対する周知

前記~~各~~ハンドブック~~及び~~同モデル案については、インターネット等により、それぞれ地域住民~~及び~~国民一般向けに情報を提供し、その内容を広く周知する。

2. 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドライン及び様式モデル案の作成〔1.（4）③関係〕

犯罪被害者等は、関係機関・団体に支援を求めるたびに何度も被害に関する説明をしなければならず、そのことによって二次的被害を受けるといった指摘があり、連携調査においても、犯罪被害者等からの要望として、「被害の説明を何度もしたくない」が挙げられている。また、犯罪被害者等の紹介に際して紹介元機関・団体から提供される犯罪被害者等に関する情報と、今後提供を望む犯罪被害者等に関する情報に差が見られる。

一方で、犯罪被害者等の情報は、個人情報保護の要請が非常に強く、また、伝達すべき情報の内容も、正確性が確保されるものに限定しないと、かえってその後の支援の妨げとなるという問題もある。

そこで、内閣府において、有識者並びに警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得、紹介元機関・団体から紹介先機関・団体への「橋渡し」に際して、いわゆる個人情報保護法に基づき、犯罪被害者等に関する情報の利用目的を明示し、犯罪被害者等の同意を得た上で、関係機関・団体間において紹介元機関・団体及び紹介先機関・団体において共有すべき犯罪被害者等に関する情報の内容について、全国的に標準化するため、関係機関・団体へ伝達すべき最低限伝達が必要な事項及び状況に応じて伝達することが望ましい事項に係る犯罪被害者等に関する情報のガイドライン並びに「橋渡し」に際しての様式モデル案を作成することで、スムーズな「橋渡し」による途切れない支援に資するとともに、全国統一的な様式を定める必要がある。

なお、関係機関・団体においては、上記ガイドライン及び様式モデル案を参考としつつ、個別の事案に即して適切な対応を行う必要がある。

3. いわゆる「犯罪被害者カード」の作成〔1.（4）③関係〕

犯罪被害者等からは、「支援を求めるたびに、その都度、自らの被害について説明しなければならないのは、つらい作業である。犯罪被害者カードを作成して、それを窓口で見せれば、被害についての説明を行うことなしに、支援を受けられるようにしてほしい。」といった要望がある。

そこで、犯罪被害者等の同意に基づき、前記2.において定める~~全国統一的な様式~~モデル案のうち最低限伝達が必要な事項に係る部分を謄写して交付することをもって、いわゆる犯罪被害者カードに代えることができるものとする。

なお、各機関・団体においては、それぞれ適切に支援を実施するため、上記カードの提示があった場合でも、詳細の把握や確認の必要性等の諸処の理由から、犯罪被害者等に対して被害状況等について再度の説明を求めることがあることは避けられないが、そのような場合でも、再度の説明を

求める理由について丁寧に説明するなどの配慮を尽くし、二次的被害の低減に努める必要がある。

4. 民間の支援団体における支援に携わる者の倫理綱領の作成~~(1. (4) ① 関係)~~

これまで支援に携わる者が留意すべき倫理基準については、機関・団体ごとに、あるいは実務者ごとに、それぞれ実際の支援の結果から得られた経験に基づくことが多く、地域や機関・団体、あるいは実務者ごとによって犯罪被害者等への対応が異なることがしばしば見られた。

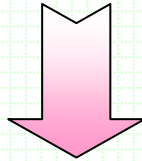
海外においては、犯罪被害者等支援が草の根で開始されたことから、全体として、支援機関・団体ごと、あるいは実務者ごとによって、支援の内容や質が異なるという問題に対処するため、アメリカにおいては、支援に携わる者の資格認定制度を導入し、イギリスにおいては、全国職業水準に基づいた統一的な研修を実施するなどして、併せて、支援に携わる者にとっての倫理基準についても定めている。

そこで、我が国においても、地域における犯罪被害者等支援の拠点となることが強く期待される民間の各支援団体において、支援に携わる者の研修等の在り方を踏まえ、支援の実情に応じて、全国被害者支援ネットワークが制定した「犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領」を参考に、支援に携わる者が満たすべき倫理綱領を作成することが望ましい~~必要がある。~~

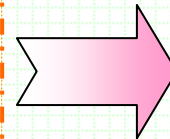
関係機関・団体による「橋渡し」に際しての問題点

連携調査によれば、

- 犯罪被害者等からの要望として、「関係機関・団体に支援を求めるたびに、被害の説明を何度もしたくない。」がある。
- 犯罪被害者等の紹介に際して、紹介元機関・団体から提供される犯罪被害者等に関する情報と、今後提供を望む犯罪被害者等に関する情報に差が見られたことが明らかになった。



紹介元機関・団体から「橋渡し」を受けた紹介先機関・団体が、犯罪被害者等に対してなるべくストレスを感じさせることなく、紹介元機関・団体における支援に引き続き、スムーズな支援を開始できるようにするためには、「橋渡し」に際して、紹介元機関・団体と紹介先機関・団体において、支援に必要な犯罪被害者等に関する情報を共有する必要がある。



様式モデル案のイメージ

※詳細は「参考2」を参照のこと。
※具体的内容は今後検討。

○ A4用紙1枚

○ 盛り込む情報の内容

- ・ 紹介元機関・団体の担当部署及びその連絡先
- ・ 紹介先機関・団体の担当部署及びその連絡先
- ・ 犯罪被害者等の申告内容
(犯罪等被害の概要、要望等)
- ・ 紹介元機関・団体における支援内容

地域の実情、被害の原因となった犯罪の種類、被害の深刻さの程度など、犯罪被害者等の置かれた状況に配慮し、個別の事案に即して対応する。

犯罪被害者等サポートカード（仮）	
受理年月日	平成 年 月 日
連絡年月日	平成 年 月 日
担当部署 連絡先	
犯罪等 被害の概要	※ 犯罪被害者等からの申告を基に記載
犯罪被害者等 の要望	※ 犯罪被害者等からの申告を基に記載
自機関・団体の 支援の内容	
紹介先担当部署 〃 連絡先	

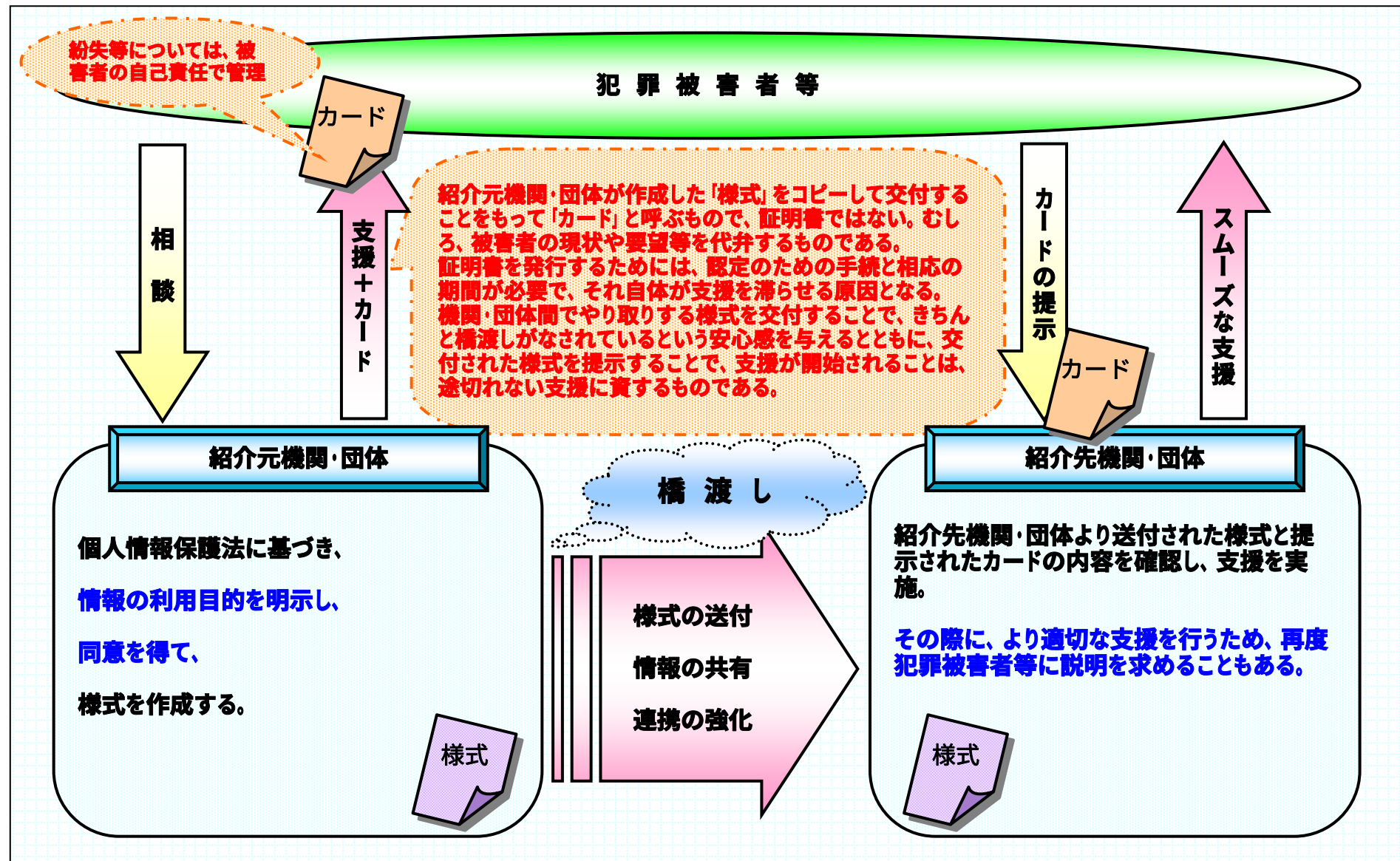
※ 犯罪被害者等が紛失等した場合をかながみ、カードとして謄写・交付できるものは、オモテ面に限る。

※ 犯罪被害者等の氏名・住所等については、ウラ面に記載し、その情報の提供については、紹介元機関・団体において、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断する。

参考 2

(ウラ)

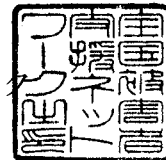
氏名等	(氏名) (生年月日) ☐ 被害当事者 ☐ 遺族
住所等	(住所) (電話)
連絡先	※ 上記以外の連絡先がある場合に記載 (住所) (電話)
備考・所見	



犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領

2003年3月7日

全国被害者支援ネットワーク



われわれが先に定めた「犯罪被害者の権利宣言」は、犯罪被害者（犯罪により害を被った者およびその家族をいう。以下同じ）がその被害から迅速かつ適切に回復するためには、被害者の個人の尊厳に配慮した公正な支援活動が行なわれるべきであるとしている。

このような支援活動が確実に行なわれるように、ここに全国被害者支援ネットワークに所属する組織において、犯罪被害者への支援活動を行なうすべての者が遵守すべき倫理綱領を制定することとした。

われわれは常にこの倫理綱領を遵守するとともに、これをより良いものにするよう努めなければならない。

犯罪被害者への支援活動を行なう者として、私は以下のことを必ず行ないます。

1. 犯罪被害者の法律上の権利を尊重します。
2. 犯罪被害者のプライバシーや秘密を尊重します。
3. 犯罪被害者の主体性を尊重します。
4. 犯罪被害者に理解と共感を持って対応します。
5. 犯罪被害者が被害を受けた状況の如何にかかわらず、支援活動を行ないます。
6. 同僚や協力関係にある専門家を尊敬し、よい関係を築きます。
7. 同僚や協力関係にある専門家に対する批判は、立証することが可能であり、目的が建設的である場合に限り行ないます。
8. 法律を遵守します。しかしそれが公正さを欠き、差別を助長するものである場合には、改正するために行動します。
9. 人種、民族、性別、宗教上の信仰などを理由として、犯罪被害者、同僚、協力関係にある専門家または一般人を差別しません。
10. 公式の場で意見を表明するときには、個人としての意見と、自分が所属している機関が採っている立場を明確に区別します。
11. 金銭またはその他の利益を得るために、犯罪被害者への支援活動を行なう者としての身分や地位を利用しません。
12. 同僚あるいは協力関係にある専門家が、被害者を不適切に取り扱ったり、犯罪被害者への支援活動の評価を不当に低下させた場合には、倫理面の運用に責任をもつ者に知らせます。
13. 自分、同僚、または協力関係にある専門家が支援活動を行なうに際し、障害となるような事情に気付いた場合には、倫理面の運用に責任をもつ者に知らせます。